

(前段略)

ご承知のように東北地方太平洋沖地震は、本県において震度7を記録するなど、まさに過去最大の規模となる傷跡を各地に残し、多数の死者が出たほか、停電・断水などのライフラインの寸断や公共交通機関の不通など、住民に甚大な影響を及ぼした。

被災状況が判明するにつれ、津波により町が流出した沿岸部のみならず、内陸部も含め個人住宅の被災はもとより復旧の拠点となるべき公共施設にも大きな被害が発生していることも明らかになった。

死者が1万人を超え、死者を超える多数の行方不明者が出ており、被害の全容解明すらできない状況である。がれきの山と化した被災地の惨状に言葉もない。

南三陸地域の被害が最も甚大であり、南三陸町、女川町などは町の7割～8割が壊滅状態であり、町が消滅したと言っても過言ではない。町の中に今なお海水が入り込んでおり、油まみれになり、死亡者の臭い、犬や猫など動物の死骸、崩れ落ちた家々のがれきの山、こういった惨状が広がっている。南三陸町に、4、5階建ての鉄骨の建物が1棟ぽつりと残っていた。17、8mはあるかというその屋上に、車1台がぶら下がっている状況も目の当たりにした。ものすごい臭いで、とても人が住める環境ではない。

こうした中、多くの地域で物資や燃料が不足し、事態はやや改善してきたものの、依然として高齢者や妊婦などの緊急性の高い被災者の生活が脅かされている。被災地では大勢の人が避難生活を強いられ、寒さ厳しい中、3週間目に入っている。地震・津波の被害をかいくぐった大切な命が避難生活の中で失われてはならないと強く感じている。

被災地では今、生きる希望というものを求めている。被災状況に対し国は被災した自治体と連携のもと、総ぐるみで復旧に取り組むことはもとより、きめ細やかで迅速な対応を行うことを強く要望する。

申し上げたように、海沿いの市町村の中には、津波と地震によってほとんどが壊され、もはや自治能力を失ってしまった自治体もあり、国が全面的に関与しなければ立ち上ることのできない状況にある。菅政権は復興政策を一元管理する復興庁の設置を盛込んだ基本法や特別立法を検討されており、国が復興復旧に全面関与することを打出したことは極めて適切な判断であり、必ず実現していただきたいと願っている。

宮城県町村会としてとりまとめた緊急要望書を提出させていただいた。特に震災の復興復旧に関する特別立法の制定にあたり、補助対象事業費の範囲の拡大を是非ともお願いしたい。現行制度では災害復旧事業費の補助対象とならない施設についても特別措置により補助対象としていただきたい。資料には宮城

県内35の自治体からの強い要望をあげさせていただいている。

阪神・淡路大震災時の特別措置の適用と、恒久措置のかさ上げ、そして今回の被害が甚大なものであることにより、事務量が質的にも量的にも膨大なものとなることから、特別措置により、事務手続きに係る負担を可能な限り低減することを是非ともお願いする。

(中段略)

美里町の隣、人口3万4、5千人の東松島市では、家を失った人が8千人以上いる。現在、避難所で1人1坪もないような中で、まさにぎゅうぎゅう詰めの生活を送られている。隣町の私どもも、いくらかインフラ整備が行われたので、4月1日から約7百名の方々の受入れを行うこととなった。しかし、この先が見えない状況である。このことに関し、特にお願いしておきたいのは、応急仮設住宅の十分な確保と早期建設である。そして、その供与期間の延長をお願いする。

大変な惨状である。ここにおられる国会議員の先生方にも早急に是非とも現地を訪問していただき、状況を見たうえで対応をお願いしたい。